

公益社団法人千葉市民間保育園協議会 常任委員会の運営に関する規程

(規程第5号)

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人千葉市民間保育園協議会（以下「本会」という）の事業を円滑に実施するため定款第35条にある常任委員会の運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「常任委員会」とは、定款第35条に定める常任委員会をいう。

(構成)

第3条 常任委員会は、以下のもので構成する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2～3名
- (3) 常務理事 1名
- (4) 会員理事 2名～4名
- (5) 各委員会委員長 6名～
- (6) 事務局長 1名
- (7) その他、会長の任を受けたもの

(内容)

第4条 常任委員会は、定款第35条第3項第1号より第3号までの事項を取り行うものとする。

(召集)

第5条 常任委員会は、会長が召集し、定期的を開催することを基とする。

- 2 常任委員会召集の任を受けたものは、開催日の1週間前までに、各委員に対して、会議の日時及び場所並びに目的事項を記載した書面をもって、通知しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員全員の同意があるときは、召集の手続を経ることなく常任委員会を開催することができる。

(議長)

第6条 常任委員会の議長は、会長が勤める。

- 2 事情により、会長欠席の時は、副会長が務める。
- 3 議事進行は、事務局長が務める。

(定足数)

第7条 常任委員会は、委員総数の過半数出席により成立する。

(決議)

第8条 常任委員会の決議は、出席した委員の過半数をもって行ない、可否同数の場合、議長が決定する。

(議事録)

第9条 常任委員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し保存する。

2 議事録は、出席した各委員の確認を要する。

3 確認を受けた議事録は、議長の押印を受け、事務局に保存する。

4 会員より、開示を求められた議事録は、会長の承認を得て「個人情報保護に関する法律」の範囲内で開示することができる。

(責務)

第10条 常任委員会で決定し実施した事項は、理事会に報告する義務を有する。

(任期)

第11条 常任委員の任期は、2年間とする。

2 常任委員は、再任されることがある。

3 常任委員は、任期満了または辞任後において後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(解任)

第12条 委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決に基づき、解任することができる。この場合、その委員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他委員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(3) 本会の運営に対し、著しい支障があると認められるとき。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程の施行は、公益社団法人の登記の日から施行する。